広島県告示第三百三十五号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所にお 平成二十二年四月二十二日までの間、 縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

道路の種類

県道

路線名

三次高野線

三 道路の区域

三次市西河内町五二二番一地先まで三次市十日市中二丁目一五九九番一地先から	三次市西河内町五二二番一地先まで三次市三次町一〇六六番一地先から	回
新	旧	の新 別旧
七・〇〇 三 五、七〇三	六·九〇~三 三、四七〇·	(メートル)敷地の幅員
五、七〇三・	五〇四七〇・	(メートル) 長
と一部重複 と一部重複 と一部重複		備
と一部重複 国道三七五号 三号及び一般 一般国道一八 路線延伸		考